

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）																					
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 フォレストガーデンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、菜園における<u>作物の収穫及び害虫等の防除</u>その他市長においてフォレストガーデンの管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 植物を採取し、又は損傷すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 工作物を<u>設置</u>すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(菜園の使用期間)</p> <p>第9条 菜園の使用期間は、1区画1回につき<u>2年以内</u>とする。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="241 1023 1099 1166"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大区画</td> <td>おおむね50平方メートル</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>小区画</td> <td>おおむね25平方メートル</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	金額（年額）	大区画	おおむね50平方メートル	30,000円	小区画	おおむね25平方メートル	15,000円	<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 フォレストガーデンにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、菜園における<u>農作物の栽培及び収穫並びに害虫等の防除</u>その他市長においてフォレストガーデンの管理上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 植物を<u>栽培し</u>、採取し、又は損傷すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 工作物を<u>設置し</u>、又は物品等を<u>放置</u>すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(菜園の使用期間)</p> <p>第9条 菜園の使用期間は、1区画1回につき<u>4年以内</u>とする。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1131 1023 1995 1264"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大区画</td> <td>おおむね50平方メートル</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>小区画</td> <td>おおむね25平方メートル</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の区画</td> <td>—</td> <td>1平方メートルにつき60円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	金額（年額）	大区画	おおむね50平方メートル	30,000円	小区画	おおむね25平方メートル	15,000円	その他の区画	—	1平方メートルにつき60円
区分	面積	金額（年額）																				
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円																				
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円																				
区分	面積	金額（年額）																				
大区画	おおむね50平方メートル	30,000円																				
小区画	おおむね25平方メートル	15,000円																				
その他の区画	—	1平方メートルにつき60円																				